

居住制限区域（富岡町）所在の申立人が所有する建物（母屋、浴場、物置）の財物損害について、未登記の浴場及び物置についても、写真や申立人の説明等から認められる面積や築年数等に基づいて算定された額について賠償された事例。

1273

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金8,099,325円（別紙1の「和解金額合計」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- （3）仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月23日

（仲介委員 小笠原勝也）

損害項目	内 訳	金 額	期 間
避難費用	食費の増加	355,000	H23. 3. 11~H29. 1. 31
精神的損害	ペット喪失慰謝料	100,000	-
財物損害	建物。但し、別紙2物件目録記載1ないし3の建物について (庭木構築物を含む)。	7,098,422	-
	仏壇仏具一式	510,000	-
既払金(仏壇)		-200,000	-
小計(X)		7,863,422	
本件和解仲介に関する弁護士費用(Y) = X×3%		235,903	
和解金額合計(X+Y)		8,099,325	

物件目録

建物

番号	所在	所有者	種類・構造等	床面積 (㎡)	備考
1	〇〇	X	専用一般住宅 木造亜鉛鉄板 (トタン)平家建 昭和8年建築	69.42	平成23年度固定資産税台帳記載事項証明書の記載による。
2	〇〇	X	物置 木造二階建	23.00	物件番号1の建物に隣接する未登記建物。
3	〇〇	X	風呂 トタン平屋建	12.00	物件番号1の建物に隣接する未登記建物。